公立大学法人大阪事後審査型条件付き一般競争入札（郵便方式）入札心得

（目的）

第１条　この心得は、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が郵便方式で実施する事後審査型条件付き一般競争入札（以下「郵便方式一般競争入札」という。）に参加しようとする者（以下「郵便入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第２条　郵便入札参加者は、法人が定める規程及びその他の法令並びに入札説明書、契約書案の各条項、この心得、入札説明事項等を遵守しなければならない。

２　郵便入札参加者は、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げたり、他の郵便入札参加者の迷惑になるようなことを行ってはならない。

３　郵便入札参加者は、仕様書等その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

（公正な入札の確保）

第３条　郵便入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

２　郵便入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の郵便入札参加者と入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　郵便入札参加者は、落札者の決定前に、他の郵便入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（郵便入札）

第４条　郵便入札参加者は、入札書を提出しなければならない。

２　郵便入札参加者は、入札公告に示す所定の入札書に記名押印の上、「一般書留」又は「簡易書留」のどちらかによる方法で、入札公告に示す入札書提出期限までに指定された提出先に到達するように提出しなければならない。指定された日時までに到達しない入札書は、無効扱いとする。なお、入札書は、法人への直接持参は認めない。

３　入札書の封かん方法等については、次のとおりとする。

（１）　入札用封筒に、入札書を入れること。ただし、予定価格を事前公表しない入札においては、入札用封筒は２通用意し、第１回の入札用封筒に第１回の入札書を、第２回の入札用封筒に第２回の入札書を入れること。なお、１通（第１回）の入札書しか提出

しないことは可とするが、当該入札が第２回の入札を行うこととなった場合、その者は第２回の入札に参加することができない。

（２）　郵送用封筒及び入札用封筒は、封かんし、郵送用封筒及び入札用封筒に、当該案件名称及び郵便入札参加者名（商号名又は名称）を記載すること。また、入札用封筒を２通提出する場合は、入札回数が分かるように記載すること。

（３）　予定価格を事前公表して行う入札においては、入札回数を１回とすることから第２号に規定する入札用封筒は１通とする。

（４）　封筒の記入方法等は、入札公告に示す「入札書の郵送方法について」のとおりとする。

４　入札書に記載する日付は、入札参加申出日とすること。なお、日付が無記入の場合は、第２項により法人に到達した日を入札参加申出日とする。

５　郵送等に係る費用については、入札の結果にかかわらず郵便入札参加者の負担とする。

６　郵便入札参加者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると入札執行担当職員が認めたときは、当該入札を延期又は中止し、当該入札に関して調査を行うことがある。

7　郵便入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

（入札書の書換等の禁止）

第５条　郵便入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（開札）

第６条　指定期日までに郵送された入札書の開札は、入札公告において示した日時及び場所において行うものとする。

２　開札の執行を録画し、開札は入札執行担当職員及び１名以上の入札担当職員で行い、郵送された郵送用封筒及び入札書在中の入札用封筒を開封し、開札結果を発表する。

３　予定価格を事前公表しない入札の開札において、再度の入札を行わない場合、郵送された第２回入札用封筒は開封しないものとする。

４　予定価格を事前公表しない入札の開札において、郵送された２通の入札用封筒の入札回数の記載がない又は判別が不可能な場合、当該入札用封筒は開封しないものとする。

（開札の傍聴）

第７条　開札を傍聴しようとする郵便入札参加者は、入札公告に示す期間内に開札の傍聴にかかる申請（以下、「開札傍聴申請」という。）をすることにより、傍聴の許可を得るものとする。傍聴の許可を得ていない者は傍聴することができない。

２　傍聴は郵便入札参加者１者につき１名まで認めるものとする。

３　開札傍聴申請は、入札公告に示す方法により受付するものとし、それ以外によることは認めない。なお、受付は先着順とし、入札公告に示す定員になり次第締め切るものとする。

４　傍聴の許可を得た者（以下「傍聴者」という。）は、開札時刻 10 分前までに開札場所に集合しなければならない。開札時刻 10 分前を過ぎた場合は、傍聴の許可を取り消し、開札場所に入場させないものとする。

５　傍聴者の身分を確認するため、開札場所に集合した傍聴者に、社員証等入札参加業者の役員又は従業員であることを証明できるものを提示させるものとする。

６　傍聴者が当該案件に応札していない場合は、傍聴の許可を取り消し、開札場所に入場させないものとする。

７　傍聴者は、入札執行者の指示に従わなければならない。また、次の禁止事項を遵守しなければならない。

（１）　私語、談笑等

（２）　携帯電話、スマートフォン、パソコン、タブレット等通信機器の使用

（３）　録音・撮影行為

（４）　拍手、歓声等により騒ぎ立てること

（５）　みだりに歩き回る等の不体裁な行為

（６）　職員の指示に従わないこと

（７）　その他、入札事務の妨げとなる行為

８　傍聴者が前項の規定に違反するときは、これを制し、かつ、その指示に従わないときは、これを退場させるものとする。

９　入室後、途中退出した者の再入場は一切認めない。

(無効の入札)

第８条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）　指定の日時又は場所に提出しない入札

（２）　入札書に記名（所在地、商号又は名称及び代表者氏名）又は押印を欠く入札

（３）　訂正印なく金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札

（４）　予定価格を事前公表しない入札において、提出された２通の入札用封筒又は入札書について、入札回数の記載がない又は判別が不可能な入札。だたし、１通の入札書しか提出されない入札についてはこの限りでない。

（５）　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

（６）　談合その他の不正行為を行ったと認められる入札

（７）　同一の入札について、１つの入札用封筒に２通以上の入札書を同封した入札
（８）　同一の入札について、当該入札案件と異なる入札書を同封した入札
（９）　予定価格を事前公表する入札において、同一の入札について、２通以上の入札用封筒を同封した入札
(10)　同一の入札について、２通以上の郵送用封筒が到達した者の入札
(11)　郵送用封筒又は入札用封筒に当該案件名称又は郵便入札参加者名が記載されていない入札等、意思表示が不明瞭である入札
(12)　入札用封筒の案件名称及び郵便入札参加者名と同封された入札書の案件名称及び郵便入札参加者名が相違する入札
(13)　郵送用封筒又は入札用封筒が封かんされていない入札
(14)　最低制限価格を設定して行う入札においては、最低制限価格より低い価格でした入札
(15)　予定価格を事前公表して行う入札においては、予定価格を超える価格でした入札
(16)　資料開示パスワードの交付を受ける必要がある入札において、パスワードの交付を受けていない者がした入札
(17)　入札公告に示す入札書提出期限を超過して提出された入札
(18)　第４条に規定する方法以外により提出された入札
(19)　事後審査申請書及び事後審査資料の提出を必要とする入札において、落札候補者決定後、提出期限までに事後審査申請書及び事後審査資料の提出を行わない者の入札
(20)　開札後から落札決定までの期間において、次のアからオまでのいずれかに該当した者の入札
ア　入札参加資格の要件を満たさなくなった者
イ　公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けている者
ウ　公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第３条の規定に該当する者
エ　公立大学法人大阪契約事務取扱規程第 15 条第１項に該当する者
オ　工事の入札において、建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査の審査基準日が１年７か月を経過している者
(21)　前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

（入札額等の錯誤）
第９条　郵便入札参加者は、開札日の前日（土日祝日を除く）の午後５時までに、郵便入札参加者が行った当該入札が明らかに錯誤である場合は、直ちにその旨を申し出ることができる。

２　前項の申出を行った者は、直ちに当該入札が錯誤であることについて、弁明書を提出しなければならない。
３　前項の規定により弁明書の提出をした者の当該入札は、無効とする。

（落札候補者及び落札者の決定）
第 10 条　開札の結果、落札者の決定を留保した上、予定価格の制限の範囲（最低制限価格を設けたときは、最低制限価格以上の価格で予定価格の制限の範囲）で最低の価格（売払い契約にあっては、予定価格以上で最高の価格）をもって申込みをした者を落札候補者とし、提出期限までに事後審査申請書、審査資料の提出を受けた後、入札参加資格の審査の結果、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。なお、落札金額は、入札価格に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額とする。この場合において、落札金額に１円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。ただし、予定数量に対する総価で入札を行わなかった単価契約にあっては、原則として端数処理は行わない。
２　審査の結果、入札参加資格がないと認めたときは、第１項の次順位の最低の価格（売払い契約にあっては、予定価格以上で最高の価格）をもって申込みをした者を落札候補者とし、提出期限までに事後審査申請書、審査資料の提出を受けた後、入札参加資格の審査の結果、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。
３　前項の審査は、落札者を決定するまで繰り返すものとする。

（落札候補者となるべき同価格の入札者が２人以上ある場合の落札候補者及び落札者の決定）
第 11 条　開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者（以下「同価入札者」という。）が２人以上あるときは、落札候補者の決定を留保した上で、別紙「くじの方法」に定めるところにより、落札候補者及びその次の順位以降の者を決定するものとする。
２　前項のくじの日時は、開札日と同日とする。
３　審査の結果、入札参加資格がないと認めたときは、第１項の次順位者を落札候補者とし、提出期限までに事後審査申請書、審査資料の提出を受けた後、入札参加資格の審査の結果、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。
４　前項の審査は、落札者を決定するまで繰り返すものとする。
５　くじにより落札候補者を決定した場合は、同価入札者名、同価入札者に付与した抽選番号、同価入札者のくじ番号及びその合計額、合計額を同価入札者の数で除した「余り」を、法人ホームページ又は大阪公立大学医学部附属病院ホームページ（以下「ホームページ」という。）において公表する。

（再度の入札）

第 12 条　予定価格を事前公表しない入札において、落札候補者とすべき者がいないときは、当該入札における第１回の郵便入札参加者を対象に入札公告に示す方法により再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は１回とする。

２　第１項による再度の入札を行うとき、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

（１）　第８条各号のいずれかに該当し無効とされた入札をした者

（２）　第９条第３項の規定により無効とされた者

（３）　１通（第１回）の入札書しか提出されなかった者

(契約保証金等)

第 13 条　落札者は、契約を締結するにあたり、契約金額（単価契約の場合は、納入予定数量を契約単価で乗じ、消費税及び地方消費税を加算した金額（１円未満切捨））の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、公立大学法人大阪契約事務取扱規程第 24 条第１項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金は免除する。

(契約書の提出)

第 14 条　契約書（契約内容を記載した電磁的記録を含む。）を作成する場合において、落札者は、契約書に記名押印（電磁的記録の場合は電子署名）し、落札決定の日の翌日から起算して、原則として 10 日以内（土日祝日を除く）に契約担当者に速やかに提出しなければならない。ただし、これにより難いときは、入札案件ごとに定めることができる。

２　落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

３　落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が、次のアからエのいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことがある。

ア　入札参加資格の要件を満たさなくなった場合

イ　公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けている場合

ウ　公立大学法人大阪契約事務取扱規程第 15 条第１項に該当する場合

エ　工事の入札において、建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査の審査基準日が１年７か月を経過している場合

４　落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第３条の規定に該当した場合は、契約を締結しないものとする。

(違約金の徴収)

第 15 条　第 14 条第２項から第４項の規定により落札者が契約を締結しないときは、落札金額（予定数量に対する総価で入札を行わなかった単価契約にあっては、納入予定数量を契約単価で乗じ、消費税及び地方消費税を加算した金額。長期継続契約にあっては、落札金額を 1 年あたりの額に換算した金額）の 100 分の２に相当する金額を違約金として徴収する。この場合、法人は一切の責めを負わないものとする。

（異議の申立て）

第 16 条　郵便入札参加者は、入札後において、この心得、契約書案の各条項、仕様書又は入札説明事項等について、不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

（契約条項を示す場所）

第 17 条　ホームページ上とする。

（その他）

第 18 条　郵便入札参加者は、入札に際しては、すべて入札執行担当職員の指示に従わなければならない。

附　則

この心得は、令和８年７月１日から施行する。

別紙

くじの方法

郵便方式の一般競争入札において、落札候補者となるべき最低金額（売払い契約にあっては、予定価格以上で最高の価格）の入札が２人以上あった場合は、初めに当該入札者のみで次のとおりくじを行い、くじにより選ばれた第１番目の落札候補者から事後審査を行う。

くじにより選定した落札候補者（第１候補者）について、事後審査を行い、入札参加資格がないと認めたときは、次順位の落札候補者（第２候補者）の事後審査を行う。

以後、落札者が決定するまで繰り返すものとする。

１ 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

入札者は、くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄に、入札書提出時にあらかじめ任意の３桁のアラビア数字「０００～９９９」を記入（「０」の桁も必ず記入が必要）しておくものとする。記載内容を訂正する場合は、訂正印を押印すること。

なお、記入のない場合、空欄がある場合、１文字でも判別できない数字がある場合、訂正しているが訂正印がない場合、不明な記載の場合などは、「開札日当日の月日の下３桁」とする。（例：11 月 2 日の場合「1102」の下３桁を用いるため「102」とする。）

２ 「乱数」の決定

開札日前営業日の日経平均株価終値の小数第２位の値を一の位、小数第１位の値を十の位、整数第１位の値を百の位とし、「乱数」を決定し、くじ対象者が発生した場合にのみ、入札室で確認をする。ただし、不測の事態等により、日経平均株価終値の確認ができなかった場合は、開札日当日の月日とする。（例：①1 月 3 日の場合「0103」のため「103」とし、②11 月 2 日の場合「102」とする。）

３ くじの手順

（１）同価入札者に、「抽選番号」を付与する。

くじ番号の小さい者から順に、「抽選番号」（０，１，２，３，……）を付与する。なお同一の者がある場合は、大阪府入札参加資格者名簿の下１桁目の数字が小さい者の順とし、下１桁目の数字も同一の場合は下２桁目の数字が小さい者の順とし、下２桁目の数字も同一の場合は、以下同様に高い桁の数字を参照して「抽選番号」を付与する。

（２）「乱数」を同価入札者の数で除し、「余り」を算出する。

（３）上記（１）の「くじ順」と上記（２）の「余り」の数値が一致した者を落札候補者（第１候補者）とする。

《例》同価入札者が４人の場合

（１）「抽選番号」を付与する。

業者名	くじ番号	抽選番号を付与
Ａ社	358	1
Ｂ社	820	3
Ｃ社	599	2
Ｄ社	009	0

（２）「乱数」を決定する。

日経平均株価終値：28,253.45

乱数は「345」

（３）「乱数」を同価入札者の数で除し、余りを算出する。

３４５÷４（人）＝商８６・・・余り…１

（４）落札候補者の順位の決定

業者名	抽選番号	落札候補者
Ａ社	1	**第１候補者**
Ｂ社	3	第３候補者
Ｃ社	2	第２候補者
Ｄ社	0	第４候補者

※落札候補者（第１候補者）の次の順位以降については、当該候補者の抽選番号の次の抽選番号から小さい順に付与するものとし、末尾に達した後は最小の抽選番号から順に付与する。

（C 社→B 社→D 社）